4　所有者不明土地の管理の適正化のための特別の措置

(一)　所有者不明土地の管理の適正化のための措置

(1)　市町村長は、管理不全所有者不明土地による、当該管理不全所有者不明土地の周辺の土地において災害を発生させる事態又は周辺の地域において環境を著しく悪化させる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合には、当該管理不全所有者不明土地の確知所有者に対し、災害等防止措置を講ずべきことを勧告することができることとした。（第三八条第一項関係）

(2)　市町村長は、(1)の規定による勧告をする場合において、管理不全隣接土地による、当該管理不全隣接土地及び当該管理不全隣接土地に係る管理不全所有者不明土地の周辺の土地において災害を発生させる事態又は周辺の地域において環境を著しく悪化させる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、当該管理不全隣接土地の所有者に対しても、当該管理不全隣接土地について、当該事態の発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとした。（第三八条第二項関係）

(3)　市町村長は、(1)の勧告に係る確知所有者が正当な理由がなくて当該勧告に係る災害等防止措置を講じないときは、当該確知所有者に対し、当該災害等防止措置を講ずべきことを命ずることができることとした。ただし、当該確知所有者が当該災害等防止措置の実施に必要な共有持分を有しない者である場合は、この限りでないこととした。（第三九条関係）

(4)　市町村長は、管理不全所有者不明土地の確知所有者がいない場合等において、管理不全所有者不明土地における災害等防止措置に係る事態を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該管理不全所有者不明土地の所有者の負担において、当該災害等防止措置を自ら講じることができること等とした。（第四〇条第一項関係）

(二)　所有者不明土地の管理に関する民法の特例

(1)　市町村長は、管理不全所有者不明土地につき、当該管理不全所有者不明土地の周辺の土地において災害を発生させる事態又は周辺の地域において環境を著しく悪化させる事態の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、管理不全土地管理命令の請求をすることができることとした。（第四二条第三項関係）

(2)　市町村長は、管理不全隣接土地につき、当該管理不全隣接土地及び当該管理不全隣接土地に係る管理不全所有者不明土地の周辺の土地において災害を発生させる事態又は周辺の地域において環境を著しく悪化させる事態の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、管理不全土地管理命令の請求をすることができることとした。（第四二条第四項関係）

(3)　国の行政機関の長等は、第四二条第二項の規定による所有者不明土地管理命令の請求等をする場合において、当該請求等に係る土地にある建物につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、当該請求等と併せて所有者不明建物管理命令又は管理不全建物管理命令の請求をすることができることとした。（第四二条第五項関係）

5　土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置

(一)　都道府県知事及び市町村長は、4の(一)の(1)の規定による勧告を行うため当該勧告に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとき又は第四二条第二項の規定による所有者不明土地管理命令の請求等を行うため当該請求等に係る土地の土地所有者等を知る必要があるときは、その保有する土地所有者等関連情報を、内部で利用することができることとした。（第四三条第一項関係）

(二)　都道府県知事及び市町村長は、当該市町村長以外の市町村長から4の(一)の(1)の規定による勧告を行うため当該勧告に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとして、又は国の行政機関の長等から第四二条第二項の規定による所有者不明土地管理命令の請求等を行うため当該請求等に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとして、土地所有者等関連情報の提供の求めがあったときは、土地所有者等関連情報を提供することとした。（第四三条第二項関係）

6　所有者不明土地対策計画等

(一)　所有者不明土地対策計画

(1)　市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、所有者不明土地対策計画を作成することができることとした。（第四五条第一項関係）

(2)　国は、所有者不明土地対策計画に基づいて所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事業等を行う市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業等に要する費用の一部を補助することができることとした。（第四五条第六項関係）

(二)　所有者不明土地対策協議会

市町村は、単独で又は共同して、所有者不明土地対策計画の作成等に関する協議その他必要な協議を行うため、所有者不明土地対策協議会を組織することができることとした。（第四六条第一項関係）

7　所有者不明土地利用円滑化等推進法人

(一)　所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定

市町村長は、特定非営利活動法人等であって、第四八条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、所有者不明土地利用円滑化等推進法人として指定することができることとした。（第四七条第一項関係）

(二)　管理不全土地管理命令の請求等の要請

所有者不明土地利用円滑化等推進法人は、所有者不明土地につきその適切な管理のため特に必要があると認めるとき又は管理不全所有者不明土地等につき4の(二)の(1)若しくは(2)に規定する事態の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第四二条第二項の規定による所有者不明土地管理命令の請求等又は4の(二)の(1)若しくは(2)の規定による管理不全土地管理命令の請求等をするよう要請することができることとした。（第五一条第一項関係）

8　雑則

市町村長は、所有者不明土地対策計画の作成等又は所有者不明土地の管理の適正化を図るために行う事業等の実施の準備等のため必要があるとき等は、国土交通大臣に対し、国土交通省の職員の派遣を要請することができることとした。（第五三条第二項関係）

9　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（法律第三九号）（デジタル庁）

1　総則

(一)　この法律は、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付を行うために必要となる事項を定めることにより、国の歳入等の納付の方法について定めた他の法令の規定にかかわらず、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付を可能とし、もって当該納付に係る関係者の利便性の向上を図ることを目的とするものとした。（第一条関係）

(二)　この法律において「法令」とは、法律、法律に基づく命令及び最高裁判所規則をいうものとし、「各省各庁」とは、裁判所、会計検査院、内閣（内閣府及びデジタル庁を除く。）、内閣府、デジタル庁及び各省をいうものとした。（第二条関係）

2　情報通信技術を利用して自ら納付する方法による納付

各省各庁は、歳入等の納付のうち、当該歳入等の納付に関する他の法令の規定において収入印紙をもってすることその他の当該歳入等の納付の方法が規定されているもので主務省令（裁判所の事務に係る歳入等にあっては、最高裁判所規則。以下同じ。）で定めるものについては、当該法令の規定にかかわらず、当該歳入等を納付しようとする者が自ら納付する方法であって、情報通信技術を利用するもので主務省令で定めるものにより当該歳入等の納付を行わせることができるものとするとともに、その他所要の事項を定めるものとした。（第三条関係）